

「社会保障制度」の解明はますます重要になりつつあり、今後、このテーマに関しては更なる研究蓄積が行われることが期待される。そのひとつの方針が、すでに Akabayashi (2001), Abe (2002), 赤林 (2003) で行われている構造型モデルによる分析であり、政策シミュレーションも可能であることから、その活用・発展が期待される。一方、大石論文で示されたノンパラメトリック・セミパラメトリックな手法を用いた分析も、今回示されたように、ポテンシャルが高く、この論文に触発されて数多くの分析がなされることが期待される。

注

- 1)もちろん、この点、著者は注2)においていくつかの変数で代表性の確認を行っているが、それについても少ないサンプルである。

参考文献

- 赤林英夫 (2003) 「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」、国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』、pp. 113-133。
 安部由起子 (2002) 「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」、小椋正立・デービッド・ワイズ編『日米比較 医療制度改革』、日本

- 経済新聞社、pp. 87-131。
 安部由起子・大竹文雄 (1995) 「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」『季刊社会保障研究』Vol. 31, No. 2, pp. 120-134。
 樋口美雄・西崎文平・川崎 晓・辻 健彦 (2001) 「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」、景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー、DP/01-4、内閣府政策統括官(経済財政・景気判断・政策分析担当)、2001年8月。
 Abe, Yukiko (2002) "The Effects of the 1.03 Million Yen Ceiling in A Dynamic Labor Supply Model," 日本経済学会 2002 年度秋季大会報告論文。
 Akabayashi, Hideo (2001) "How Do Japanese Wives Respond to the Allowance of Spouse? A Structural Estimate of Labor Supply and a Test of a Unitary Household Model," 日本経済学会 2001 年度秋季大会報告論文。
 Dranobe, D. (1998), "Economies of scale in non-revenue producing cost centers: implications for hospital mergers," *Journal of Health Economics* 17, pp. 69-83.
 Jones, A. M (2000), "Health Econometrics," in Culyer, A. J., and Newhouse, J. P., *Handbook of Health Economics*, Vol. 1A : Elsevier, pp. 265-344.

(すずき・わたる 大阪大学助教授)

大石論文へのコメント II

安 部 由起子

この論文では、既婚女性の労働供給が、税制や社会保障制度からどのように影響を受けているか、とりわけ、いわゆる「パートの壁」の影響を実証的に検証しようとしている。国民生活基礎調査のデータは、まず、社会保険加入状況について詳細かつ比較的な情報が得られるであろうという点で、他のデータにはない利点がある。その一方で、労働時間や雇用形態など、雇用にかかる情報は、少なくともこれまでのところ、あまり多くは収集されていない。この論文は、利用できるデータの制約のもとで、大変丁寧な分析を行っている。

この論文が重点を置いているのは、所得税制・社会保険制度が、全体として有配偶女性の就業をどれだけ抑制しているのか、という問題意識であ

る。先行研究は、パート労働に限ってなされることが多かったのだが、それを、パート労働者以外の女性を含めて分析した点が特徴である。第2号被保険者の妻であると、第3号被保険者制度の影響を受けるのに対し、第1号被保険者の妻であればその影響を受けないという制度上の事情を用い、その2グループの差を測ることで、制度の影響を確認しようとしている。以下、分析に関するコメントを3点挙げる。

第1は、第1号被保険者の妻と第2号の妻とは、就業状態が結構異なるかもしれない、という点である。第1号被保険者は自営業者などが多いと考えられ、その妻には、家族従業者などとしての就業機会が、第2号の妻に比べるとより開かれ

ているという事情があろう。表1を見ると、第1号被保険者である妻は、仕事をしている割合は53.0%，雇用者として仕事をしている割合は13.5%である。第3号被保険者である妻は、仕事をしている割合は27.9%であるが、雇用者として仕事をしている割合は20.5%である¹⁾。すなわち、仕事をしている割合では第1号被保険者が第3号よりも25%高いのに対し、雇用者としての就業については、第1号のほうが7%低いわけである。したがって、夫が第1号被保険者である場合には、第2号被保険者である場合と異なり、税制・社会保険制度から影響を受けていない、というだけでなく、就業にかかわるその他の面(たとえば雇用者以外の就業機会の有無や、雇用者として働く傾向等)にも違いがあるかもしれない。そうすると、夫が第1号であることによって、制度の影響のみを抽出することには、やや無理があるかもしれない。

コメントの第2点は、税制・社会保障制度が、就業・非就業の意思決定にどのように影響を与えると理論的に考えるか、という点である。有配偶女性の非正規雇用は、近年増加してきている。一方、低収入での就業については、税制や社会保険制度の影響を受けない。配偶者控除・配偶者特別控除・社会保険などによって、多少なりとも有配偶女性がパート労働をするにあたってこれらの影響が出てくるのは、給与収入が70万円に達したところで配偶者特別控除が減額されてくるところである。そして、103万円のところで、夫の勤務先からの配偶者手当が打ち切りになることが多い。この前者の70万円のところでは、妻の労働時間が増加したときに、税制による影響は大幅な可処分所得の減少をもたらすわけではないため、実際問題としては、70万円のところで調整が起こっているようにはあまり観察されない²⁾。むしろ、90万円から103万円付近の間に大きな集中が見られ、103万円をターゲットにしてそこに近づこうとする行動があることが伺える。

その意味では、就業とはいっても、低所得での就業であれば、特に税制・社会保障制度の影響を受けているとも、理論的には、言い切れない。逆

にいうと、短時間就業の意欲があり、そのような就業機会が確保されていれば、たとえ夫が第2号被保険者であるとしても、就業することの金銭的ペナルティはほとんどない可能性がある。そうすると、就業閾数(被説明変数を就業・非就業でとった推計式)や就業率のDID分析において、第2号被保険者の影響が表れているものの、就業のうちの一部(低収入での就業)については、第2号被保険者の妻のそれが抑制されると考えるべき理論的な理由は薄いと思われる。

第3点は、分配的視点についてである。この論文では、夫婦の所得分布についても、いくらかの分析結果が示されている。論文では、税制や社会保障制度からの「メリット」(控除の適用や第3号被保険者となること)を利用できるか否か、という面を主に議論しているが、メリットの「額」にも、実は大きな違いがあるかもしれない。たとえば夫が高所得である場合には、妻が就業しない傾向が強く、その場合、配偶者控除と配偶者特別控除の両方が適用になり、夫の限界税率も高いため、制度の適用があるというだけでなく、適用によるメリットの規模も大きかったであろう³⁾。夫が低所得であるときに妻が家計補助的な意味で103万円の年収で働く場合、配偶者特別控除と配偶者控除の総額のうち半額のみの適用となり、また、夫の限界税率も低い。税制・社会保障制度からのメリットのある・なしだけではなく、その規模についての議論も、なされていくことが望ましいと考えられる。

注

- 1) これらは、夫の社会保険加入状況ではなく、妻の社会保険加入状況によった集計だが、表2によると、夫が第1号である場合に妻が第1号である場合は83%であるので、夫の社会保険加入状態と妻の就業状態の間に一定のパターンがあるとみなしてよいであろう。
- 2) たとえばこの論文の図1には、妻の所得分布のカーネル推計量があるが、90万円の軸よりも左のところで、特にこれといって大きな“かたまり”などは存在していない。70万円で限界税率が変化することが、それなりの影響をもつているならば、ここで何らかの傾向が観察されるはずである。なおこの点は、他のデータセット

でもおおむね似た傾向にある。なお、配偶者特別控除は平成16年から現在までのものとは変更になるため、70万円での限界税率の変化はなくなる。

3) ただし、夫の所得が1,000万円を超えると、配偶者特別控除は適用されない。また、平成16

年より、配偶者特別控除は、配偶者控除の適用となる場合には適用されなくなるため、この規模は今後縮小する。ただし、限界税率の影響は、今後も同様である。

(あべ・ゆきこ 亜細亜大学助教授)